

# 一條天皇と里内裏について (I)

## The Emperor *Yasuhito* and his *Satodairi* (I)

(1993年4月7日受理)

中谷 青三郎  
Seizaburo Nakatani

Key words: 一條里内裏, 貴族住宅

### はじめに

この小文は、長保元年(999)～長保二年(1000)までの二年間について、一條天皇(居貞)とその周辺の女性について、どのような行動をとったかを、文献に表われる記事から考察するものであり、その性格を明らかにしようとするものである。まず、記事に表われた事を整理し、その後に性格を考察するものとする。なお主として利用した文献は、「日本紀略」、「御堂関白記」、「小右記」、「権記」、であり、それぞれ(紀略)、(御堂)、(小右)、(権記)とその出典を示した。文献は、日本紀略を除いて、他の文献は日記であり、個人的興味により、その内容は必ずしも厳正さを持つものとは云えないが、事実を伝える文献としては貴重である、と同時に、他に良い文献が見当たらないのも、これらを利用した理由である。従ってここで整理した事が、全面的に信頼しうるものかは疑問が残るが、この事をふまえて検討を加えることとする。

### 文献に表われる事実について

まず、最初に、一條天皇に関する人々について、それらの関係と、略歴を整理しておく必要がある。大鏡裏書を資料として、図1はその関係を図示したものである。あわせて、一條天皇、詮子、定子、彰子、元子の5人について、その略歴を示すと以下ようになる。

諱懐仁

一條院御事<sub>在位廿五年</sub>

圓融院第一皇子 母儀東三條院 東三條入道摂政太政大臣女

天元三年(980)庚辰六月一日壬申寅刻誕生于東三條 同八月一日爲親王 永觀二年(984)八月廿七日甲辰爲儲君<sub>年五</sub> 寛和二年(986)六月廿六日踐祚<sub>年七</sub> 同七月廿二日戊子即位于大極殿 同十二月八日壬寅御書始<sub>侍讀高復</sub> 正暦元年(990)正月五日壬午元服<sub>年十一</sub>加冠<sub>理髮</sub> 寛弘八年(1011)六月十三日讓位<sub>年卅二</sub> 同十九日出家 同廿二日午刻崩于一條院<sub>春秋卅二</sub> 同七月八日奉葬于北山長坂野安置御骨於圓成寺

東三條院<sub>詮子</sub>御事<sub>圓融院女御</sub><sub>一條院母儀</sub>

東三條入道撰政太政大臣女 母贈正一位藤原時姫 撰津守中正朝臣女

天元々年 (978) 八月十七日入内 同十一月四日爲女御

寛和二年 (986) 三月廿六日敍正三位 同七月五日爲皇太后宮年廿六

正曆二年 (991) 九月十六日出家年卅一 同日院号年宮年尊封号如元

長保三年 (1001) 閏十二月廿二日崩年四十一 同廿四日葬鳥部野

皇后宮定子御事 一條院后  
一品式部卿敦康親王母儀

中関白一女 母從二位貴子 從二位高階成忠卿女

正曆元年 (990) 正月廿五日入内 同二月十一日爲女御年十四從四位下 同十月五日爲中宮

長保二年 (1000) 二月廿五日爲皇后宮 同十二月十六日崩年卅五 同廿七日葬送

上東門院彰子御事 一條院后  
後一條後朱雀二帝母儀

法成寺入道前撰政太政大臣女 母准三后從一位源朝臣倫子 一条左大臣雅信公女

永延二年 (988) 戊子誕生

長保元年 (999) 十一月一日庚辰入内年十二 同六日爲女御 同二年二月廿五日爲中宮年十三

長和元年 (1012) 二月十四日爲皇太后宮

寛仁二年 (1018) 正月七日爲太皇太后宮年卅一

万寿三年 (1026) 正月十九日出家年卅九 法名清浄覺 同日院号

長曆三年 (1039) 五月七日於法成寺剃除鬢髮大僧正明尊爲戒師

承保元年 (1074) 十月三日於法成寺阿彌陀堂崩年八十七 同六日庚午火葬大谷口本院

承香殿女御元子事 一條院女御

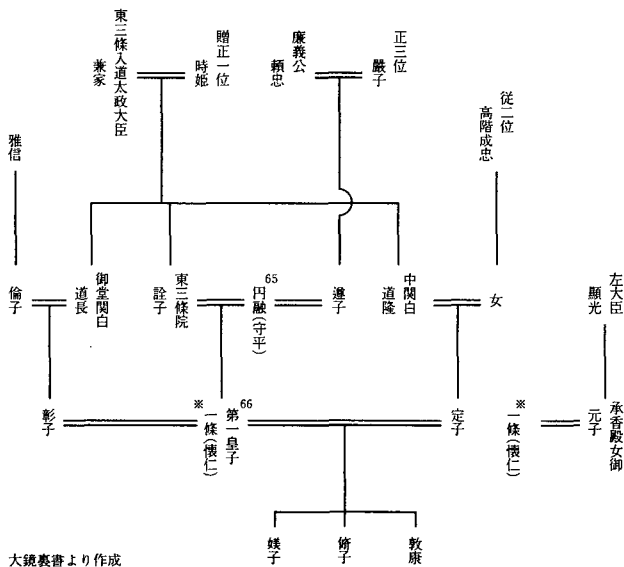
左大臣顯光公女

長德二年 (996) 十一月十四日入内 同十二月二日爲女御

長保二年 (1000) 八月廿日敍從三位

寛弘二年 (1005) 正月十三日敍二位 天皇晏駕後通參議源頼定卿 後爲尼

図 1



長保元年(999)三月十六日「行幸東三條院，勅賜左大臣(遣)隨身如故(紀略)」，同日「有一條院行幸，午剋御出(御堂)」とあり，東三條院(詮子)の御所一條院に行幸があったことがわかる。又四月廿八日「今夜院参内給(御堂)」とあり参内している。続いて，六月十四日「内裏焼亡，件火事出自修理職也，天皇駕腰輿，行幸大極殿，暫御小安殿，即渡御大政官，東宮同移御此所，(紀略)」，十六日「天皇渡御一條大宮院(紀略)」とあり，内裏焼亡により一條院に遷宮している。七月に入ると，一日「丑刻院遷御左大臣土御門第(権記)」，二日には「奉渡御竈神於一條院(紀略)」，同日「入自院西門，奉移院乾舍今日新造之(小右)」とあり，七月二日に御竈神が一條院乾舍に移している。これに先だち，前日の一日には詮子が土御門第へ退出している。又，七月六日には「定申明後日可渡御北對以前讀經僧名等了(権記)」，七日には「爲御方違可御東對，(権記)」，八日「申二剋渡御，自去夕御東對，道經南殿乾角戸，(権記)」，「今夜，渡御北對，(紀略)」とあり，一條院の北對へ遷るのに方違のために東對へ遷っている。又，皇后宮については，八日「今日，皇后宮(導)從修理職渡御東三條院，(紀略)」，九日には「昨日行啓自太政官出行修理職之度他(小右)」と見え，修理職から東三條院に遷っている。中宮については，八月四日「中宮來九日出給前大進生昌宅之由，(権記)」，九日「今日中宮可出御里第(小右)」，「即仰中宮戌剋可出御前但馬守生昌宅之由，(権記)」，「中宮(孁)自職曹司移御前但馬守平生昌宅(紀略)」とあり，小右記には十日に「去夕中宮出御前但馬守生昌宅，御輿，一宮乘絲毛車，件宅板門屋，人々云，未聞御輿出入板門屋云々，(小右)」とある。但馬守生昌宅は，中宮が出入するには貧しい建物であると表現している。

八月十四日には「造内裏事始，(紀略)」とあり，内裏造営の準備をしている。

続いて，八月十九日，「被仰明日東三條院御慈德寺，依太上天皇御幸例，(権記)」，同日「明以巳時可有東三條院慈德寺御幸，依大上天皇御幸例，(御堂)」，廿日「慈德寺渡院給，(御堂)」，廿一日「東三條院(孁)被供養慈德寺，(紀略)」，同日「東三條院供養慈德寺，(小右)」等があり，廿三日には「参内院給，(御堂)」，同日「院此夜入御内裏(権記)」；又，廿九日「今夜院出御，令参給之後，今當七日，依避世俗忌，御左大臣第，丞相近日坐讀岐前，介美職三條宅也(権記)」があり，この頃の東三條院の行動はよくわかる。

九月に入ると，七日「承香殿女御参入，西對東北角爲宿所，(御堂)」とあり，一條院の西對に参入している。又，十月十七日には，「院今夜参内給也，(権記)」が見える。

次いで彰子についての記事が見られる。九月廿五日「又入内事定初，(御堂)」，十月廿五日，「以戌時西京大藏属泰連理宅渡，(御堂)」，同日「姫君爲入内此夜違方於西京大藏録太秦連理宅，(権記)」，「今夜，左府女子渡大藏局連雅宅，西京，依入内之吉方云々，(小右)」とあり，十一月一日「左大臣(遣)第一息女從三位藤原彰子入掖，年十(紀略)」，「自内詣左府，今夕姫君入内，(権記)」，二日「去夜，左大臣女年十自西京入内，(小右)」の記事が見え，六日には，「今日，以從三位彰子爲女御，(紀略)」，七日「女御宜旨下，(御堂)」，同日，「今日女御宜旨下，(小右)」，「以從三位藤原彰子爲女御，即詣御曹司，東北對(権記)」が見られる。違方のための出先が，“大藏属泰連理宅”，“大藏録太秦連理宅”，“大藏局連雅宅”と異っており，日時も，紀略と大鏡裏書には六日とし，権記，御堂関白記および小右記は，七日とし異なる。

又，十一月二日「今暁，女院自内出給云々，(小右)」が見られ，翌日に詮子が出ている。

十一月六日「中宮(孁)御産皇子，敦康親王也，(紀略)」，翌日「卯刻中宮産男子，前但馬守生昌宅，曾三條宅(小右)」，同日「中宮誕男子，(権記)」等が見える。十二月一日には，「太皇太后宮昌子内親王崩年五十。在位三十五年。，於權大進橋道貞三條宅崩給也，(紀略)」，「丑剋許，自宮告送云，御惱極忽者，(中略)太后春秋五十，在位卅三年，(小右)」等がある。

十二月廿二日「参法興院，女院爲御違方坐此院，今朝還御，(権記)」，廿四日「参女院，入御大内，

(権記)」、廿七日「院御出、(権記)」等が見られ、これら、長保元年の一年間を整理すると表1のようになる。

続いて長保(1000)について見ることにする。

正月七日「但於中殿御覽白馬、(紀略)」とあり、一條院の中殿で白馬の節絵を御覧になったものと思われる。九日「参院、夜部有北廊放火事、(御堂)」、同日「今暁東三條院西對有放火事、擧任朝臣見付撲滅云々、手時御、土御門、申剋参院、(権記)」とあり、この頃、詮子は土御門第に居た事がわかる。又、廿八日「早旦参内、此日藏人頭正光朝臣奉勅詣女御々曹司傳之、(権記)」とあり、彰子は御曹司に、すなわち、一條院東北對に居たと思われる。同日には、「候院御出、(御堂)」、又、「院出御、(権記)」とある。二月に入ると十日「女御出給、(御堂)」、「女御彰子蒙可立后之宜旨、仍出御内裏(紀略)」、「女御此夜戌剋出給二條、奉職朝臣宅、大臣月來住此給也、(権記)」とあり、二月十日に内裏より二條宅に退出している。十一日「又、中宮参内給、(御堂)」、同日「中宮入御内裏、(権記)」、十二日「中宮(孁)入内、(紀略)」とあり、一日のずれがあるが、中宮が入御している。

一方、十一日「院渡法興院給、(御堂)」、「此夜院御法興院、(権記)」とある。二月十八日、「男一宮百日、主上渡御北殿、中宮御上、齋履(権記)」とあり、一條内裏には、天皇、中宮(定子)及び一宮(敦康)が居た。廿五日「以寅時女御土御門渡給、(略)酉時宜命、(御堂)」、「詣左相府上東門第、此日立后、(権記)」、同、「以女御從三位藤原朝臣彰子爲皇后、齋履、即任宮司以元中宮職(孁)爲皇后宮職、(紀略)」とある。

一方詮子は三月五日「院土御門渡給、(御堂)」、「院自法興院還御、(権記)」とあり、法興院より還っている。又、八日「参院内給、(御堂)」、「院此夜参内給、(権記)」とみえ、参内。続いて十三日「暁院出給、(御堂)」とある。翌日の十四日「院賜宮對面、(御堂)」とあり、中宮(彰子)と東三條院(詮子)は土御門第で對面したと思われる。

廿日、「東三條院参詣住吉社、先参詣石清水八幡宮、四天王寺、(紀略)」、「院参石清水并住吉給、(御堂)」、廿三日「参住吉給、同日御天王寺、(御堂)」、廿五日「還院、子時、此日遊女等被物給、米同之、(御堂)」、又、廿日「院今日参給八幡住吉、(権記)」、廿五日「院此夕歸給、(権記)」等が見られ、住吉、石清水、天王寺を参詣している。

一方、皇后宮(定子)については、廿七日「皇后宮(孁)出御散位平生昌朝臣宅、(紀略)」とあり、翌日廿八日「宮参太内事定、(御堂)」とあり、中宮(彰子)の入内の事を定め、四月七日「亥時宮入給、(御堂)」、「今夜、中宮(孁)入内、(紀略)」、「中宮入御之間、(権記)」等の記事が見られる。

廿五日、「與藏人辨同車参上土御門院、左丞相第也、東三條院近旨御此於馬場有競馬也、競馬十番、(権記)」、「殿上人土御門馬場來、競馬、上卿多來、(御堂)」、「殿上侍臣相分左右、於左大臣(道長)一條第有競馬、十番、(紀略)」とあるが、日本紀略の一條第は土御門第のことであろう。

五月四日「主上渡御中宮御方、(権記)」の記事が見える。廿六日「左大臣家(道長)法華八講、依病惱也、五六月之間、東三條院并左大臣久煩重病、(紀略)」とあるようにこの頃東三條院が病気であったことは権記にも数多く見られる。廿八日には、「戌剋中宮出御土御門院、(権記)」があり、中宮が土御門へ退出している。

六月に入ると、九日「亦参院、此夜還御兼資朝臣宅、候御供、亦参左府、々々亦自尚侍殿移土御門第、(権記)」とある。七月に入ると、十二日「此夜東三條院還御大藏卿宅、御方違也、候御供、(権記)」とある。廿三日「中宮(孁)自左大臣(道長)土御門第移御權亮源則忠朝臣掘川宅、(紀略)」、同「今夜

中宮遷御権亮則忠朝臣宅、(権記)」と中宮の移動がみられる。

八月に入ると五日「来八日皇后宮可入御内裏之由、(権記)」、八日「皇后宮(孿)、自生昌朝臣宅入御内裏、(紀略)」とあり入御。又、廿七日「皇后宮遷御本宮(紀略)」と帰っている。

次いで九月に入ると、八日「東三條院詣石山寺給云々、(権記)」と詮子は石山寺へ参詣しており、十七日「院自石山還御云々、(権記)」と帰っている。一方、九月八日「戌剋中宮入御、(権記)」が見え、廿一日「主上渡御中宮御方、(略) 于時上御中宮御方、(権記)」の記事が見える。

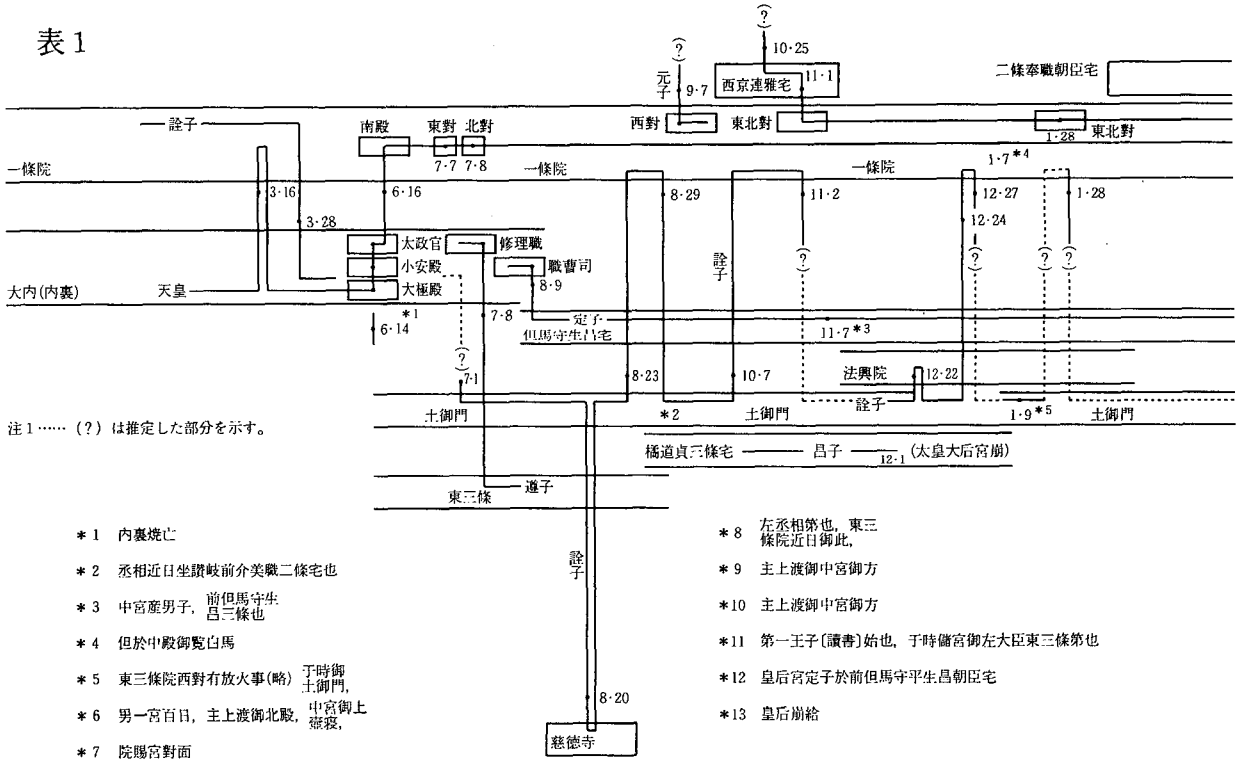
十月に入ると、十一日「戌四刻、天皇自一條院遷御新造内裏、先巳刻、殿舎門懸額、申刻、御竈神渡御内膳司、是日也、亥四刻、中宮(孿)入御、所々有饗、(紀略)」とあり、一條院より新造内裏へ遷宮が行なわれた。権記にはこの頃欠字が多いが、同日「右大臣被奏中宮行啓剋限、戌時也、(略) 今日依遷御内裏、(略) 中宮入御後、(権記)」等の記事が見える。

廿五日、「此夜院出給法興院、(権記)」とあり、十一月廿五日、「参院、此夜御入内、[候御共]、(権記)」等の記事が見られる。

十二月二日「旦參東宮、歸宅、申剋亦參、第一王子〔讀書〕始也、于時儲宮御左大臣東三條第也、(権記)」、又、同日「東宮第一孫王敦明瀆書始、(紀略)」とあり、敦明の讀書始が東三條第で行なわれた。十一日「此日春宮大夫令藏人辨秦東宮明後日可入御之由、(権記)」とあり、十三日「事了參東宮、戌剋入御昭陽舎、(権記)」又、同日「今日、東宮自東三條院入御内裏、(紀略)」とある。東三條から昭陽舎に入っている。十五日「此夜東三條院焼亡、月遷御平中納言三條第、移御左大臣土御門第、(権記)」、同日「東三條院(孿)御所中納言平惟仲卿家有火、彼院爲御方違渡御之間也、(紀略)」、とあり東三條院が方違のため、平惟仲家に居た時火事となり、土御門第へ移っている。十五日「皇后宮定子於前但馬守平生昌朝臣宅、有御産事、皇女嬖子、(紀略)」、翌十六日「今日、皇后崩事、皇后諱定子、前関白正二位藤原朝臣長女、母高階氏、正暦元年春入内爲女御、冬立爲皇后、年十四、徳長□年有事出家、其後還俗、所生皇子都廬三ヶ、敦康、脩子、又新生女皇子也、立十一年崩、年廿四、(権記)」、同日「皇后崩給、年廿五年、(紀略)」とあり、敦康、脩子、嬖子の三人を生んで崩れている。

以上の二年間を表にしたものが表1である。どこからどこへ移ったが明らかかなものもあるが、単に移った事実だけしか伝えないものもあり、想像せざるを得ない部分も含まれている。又、その建物に居た事実を伝える記事もあり、これらを比較的無理なく推測した。方違のために移るに於ては、滞在期間が長すぎる事もあり、さらに詳細に検討する必要がある部分もある。

表 1

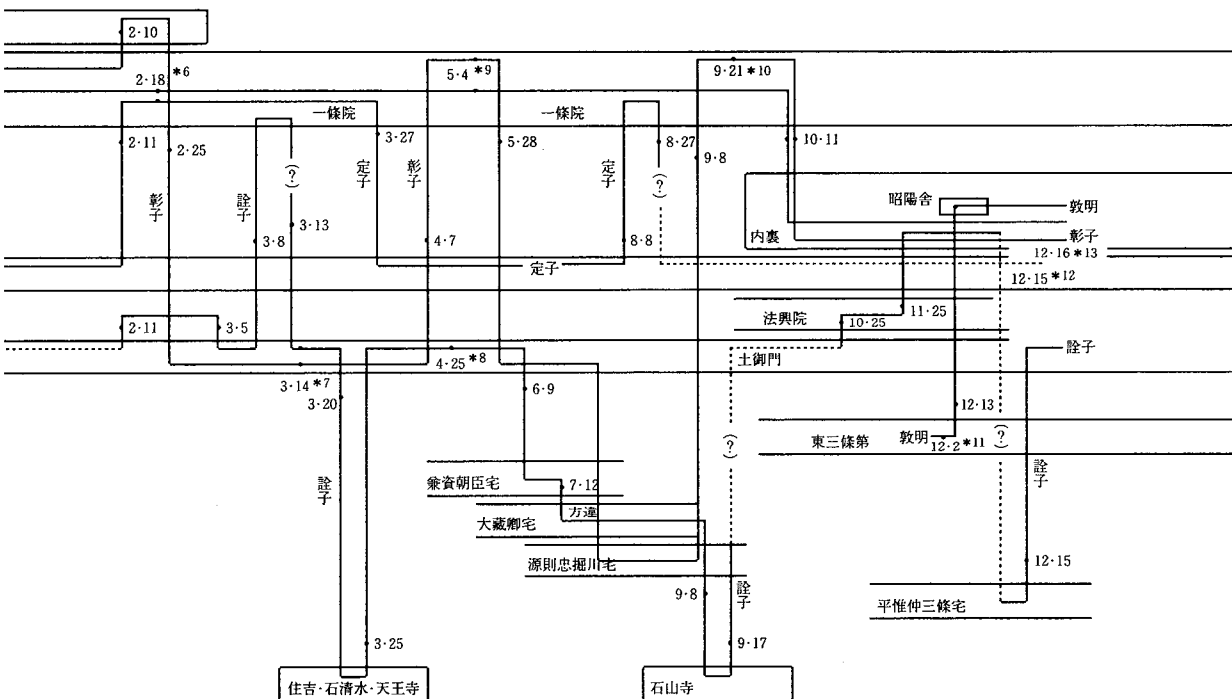


注1……(?)は推定した部分を示す。

- \* 1 内裏焼亡
- \* 2 丞相近日坐躰岐前介美職二條宅也
- \* 3 中宮産男子，前但馬守生  
昌三條也
- \* 4 但於中殿御覽白馬
- \* 5 東三條院西對有放火事(略) 于時御  
土御門，
- \* 6 男一宮百日，主上渡御北殿，中宮御上  
蒞授，
- \* 7 院賜宮對面

- \* 8 左丞相第也，東三  
條院近日御此，
- \* 9 主上渡御中宮御方
- \* 10 主上渡御中宮御方
- \* 11 第一王子(讀書)始也，于時儲宮御左大臣東三條第也
- \* 12 皇后宮定子於前但馬守平生昌朝臣宅
- \* 13 皇后崩給

一條天皇と里内裏について (I)



## お わ り に

一條天皇が即位したのは、寛和二年（986）七月廿二日で、長保元年（999）六月十四日の内裏焼亡により最初の一條院里内裏を使用することとなる。そして、翌年の十月十一日の新造内裏遷御までの約一年四ヶ月の間の一條院を中心に見た、詮子、定子、彰子を中心に入出りを見たものである。

一條院の殿舎を権記の長保元年七月十三日によると、南殿を紫宸殿、西對を仁壽殿、東對を綾綺殿、中殿を清凉殿、西中門を承明門、西門を建禮門、南門を織部司としている。又、天皇の御所としての北對、それに東北對を御曹司としていること、又、乾舎を新造しており一條院の規模が想像出来る。

内裏では紫宸殿を中心に考えると、承明門、建禮門は南に位置し、これをそれぞれ、西中門と西門としている。又仁壽殿は北に位置しているが、西對を与えており、方位とはあまり関係なく、実際に使用上の都合によったものと思われる。この図2から見る限りでは、元子の出入りが詳しく判らないが比較的資料によく表われる定子と彰子については、一條院内裏では、どちらか一方しか入内していない。このことは少なくとも皇后宮と中宮を同時に置くだけの広さと規模を持っていなかったと思われる。皇后宮は主として、前但馬守平生昌宅と一條院の出入りであり、一方彰子はこの二年間では一定していない。又土御門第はこの頃は、詮子が利用する場合が多く、この二年間に関しては、彰子が上東門院、詮子を東三條院という呼び方を里第から来たものと考えたと不都合である。又、詮子は、慈徳寺、住吉、石清水、石山寺等を参詣しているが、定子と彰子には社寺への参詣の事実はない。

今回はNo1で以後引き続き検討を加える予定であり、結論は次回に持ちこし、ここでは、感想としておく。